調剤報酬点数表関係

【調剤基本料】

- 問1 保険薬局の新規指定を受ける際に、例えば以下の場合について、同一グループ内の薬局数についてどのように考えればよいか。
 - ①令和6年8月に新規指定を受ける場合
 - ②令和7年4月に新規指定を受ける場合
- (答) 指定の日の属する月が5月から12月であれば当年4月末時点の、1月から4月までであれば前年4月末時点の同一グループの薬局数(当該保険薬局を含む。)で判断されたい。したがって、①及び②のいずれについても令和6年4月末時点の同一グループの薬局数(当該保険薬局を含む。)で判断することとなる。
- 問2 保険薬局の新規指定を受けようとする開設者が、新たにグループに所属 することとなった場合、同一グループ内の薬局数についてどのように考え ればよいか。
- (答)指定の日の属する月が5月から12月であれば当年4月末時点の、1月から4月までであれば前年4月末時点の当該開設者を含めた同一グループの薬局数(当該保険薬局を含む。)で判断し、新たに所属することになった時点の薬局数では判断しない。

【地域支援体制加算、連携強化加算及び在宅薬学総合体制加算】

- 問3 地域支援体制加算、連携強化加算及び在宅薬学総合体制加算の施設基準 に関し、各加算の要件に示す情報を地域の薬剤師会を通じて周知している が、当該薬剤師会が会員のみを対象として当該情報を整理、収集して公表し ている場合、施設基準を満たしていることになるか。
- (答)加算の要件の対応として適切ではないため不可。当該加算を届け出る保険薬局が所在する地域において、地域の住民や行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等が当該情報を把握しやすいよう、地域の薬剤師会等の会員であるか非会員であるかを問わず、市町村や地区の単位で必要な情報を整理し、周知されている必要がある。